条件について、特定導管輸送事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。（第八二条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、特定導管輸送事業約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定導管輸送事業者に対し、相当の期限を定め、その特定導管輸送事業約款を変更すべきことを命ずることができることとした。

イ　(1)の届出に係る特定導管輸送事業約款により導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

ロ　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ハ　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。（第八二条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、特定導管輸送事業者が正当な理由なく特定導管輸送事業約款による導管による二酸化炭素の輸送の役務の提供を拒んだときは、当該特定導管輸送事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができることとした。（第八二条第五項関係）

(六)　禁止行為等

特定導管輸送事業者は、その特定導管輸送事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないこと等とした。（第八三条関係）

(七)　業務改善命令

経済産業大臣は、導管輸送事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、導管輸送事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第八四条関係）

7　導管輸送事業の保安

(一)　導管輸送事業者の義務

導管輸送事業者は、公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第八五条関係）

(二)　導管輸送工作物の維持等

導管輸送事業者は、その導管輸送工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないこと等とした。（第八六条関係）

(三)　災害時の報告に係る規定の準用

5の(三)等は、導管輸送事業者及び導管輸送事業について準用することとした。（第八七条関係）

(四)　保安規程

(1)　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、導管輸送事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第(七)の(1)の自主検査を伴う導管輸送工作物の設置又は変更の工事をする場合にあっては、当該工事）

(2)　導管輸送事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならないこととした。（第八八条第一項関係）

(五)　保安教育等に係る規定の準用

5の(五)及び(六)等は、導管輸送事業者について準用することとした。（第八九条関係）

(六)　工事計画

(1)　導管輸送事業者は、その導管輸送工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。ただし、その導管輸送工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでないこととした。（第九〇条第一項関係）

(2)　(1)等の届出をした者は、その届出が受理された日から三〇日を経過した後でなければ、当該届出に係る工事を開始してはならないこととした。（第九〇条第三項関係）

(七)　使用前検査

(1)　導管輸送事業者は、(六)の(1)等の届出をして設置又は変更の工事をする導管輸送工作物（その工事の計画について命令があった場合において(六)の(1)等の届出をしていないものを除く。）であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、その使用の開始前に、当該導管輸送工作物について自主検査を行い、その結果が(2)に掲げる基準に適合していることについて経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録導管輸送工作物検査機関」という。）が行う検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならないこととした。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでないこととした。（第九一条第一項関係）

(2)　登録導管輸送工作物検査機関が行う検査においては、導管輸送工作物が次に掲げる基準に適合しているときは、合格とすることとした。

イ　その工事が(六)の(1)等の届出をした工事の計画（経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

ロ　(二)の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。（第九一条第二項関係）

(3)　導管輸送事業者は、(1)の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第九一条第三項関係）

(八)　定期自主検査に係る規定の準用

5の(三)は、導管輸送事業者及び導管輸送工作物について準用することとした。（第九二条関係）

(九)　登録導管輸送工作物検査機関

(1)　(七)の(1)の登録は、(七)の(1)の検査を行おうとする者の申請により行うこととした。（第九三条関係）

(2)　登録導管輸送工作物検査機関について所要の規定を設けることとした。（第九四条～第一〇六条関係）

8　貯留層の探査

(一)　貯留層の探査の許可

貯留層の探査（地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために行う地質構造の調査であって、貯留層の掘削を伴わず、かつ、地震探査法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一〇七条第一項関係）

(二)　探査の許可の基準

経済産業大臣は、(一)の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないこととした。

(1)　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(2)　申請者が、この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者等の欠格事由に該当しないこと。

(3)　その申請に係る探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の許可貯留区域等における貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

(4)　その申請に係る探査が他人の鉱区で行われる場合においては、当該探査を行うことが当該他人の鉱区における鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

(5)　その申請に係る探査を行うことが、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、その申請に係る探査を行うことが内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。（第一〇八条関係）